

生徒指導諸規定

I 諸願と諸届

	願・届	提出先	係
1	集会・施設使用願	各担当	教 務 部
2	掲示許可願	各担当	教 務 部
3	学校感染症罹患届	学級担任	教 務 部
4	異装許可願	学級担任	生徒指導部
5	外出許可願	学級担任	生徒指導部
6	遺失届	学級担任	生徒指導部
7	在学証明書	事務担当	学校事務部
8	学生旅客運賃割引証発行願	事務担当	学校事務部
9	施設・備品破損届	事務担当→担任	学校事務部

II 生徒心得

学校の校則及び諸規定を遵守すること。

1 校内生活

- (1) 朝課外時は7:20までに(中学は7:30)、朝課外のない日は8:25までに登校すること。
- (2) 校内への出入りは原則として正面玄関を利用すること(下足室で靴とスリッパを履き替えること)。
- (3) 登下校の際の服装は、本校規定の服装であること。休祝祭日も同様であること。
- (4) けが、その他の事由で規定以外のものを着用する場合は、学級担任に「異服許可願」を申し出て、許可を得ること。
- (5) 病気、その他の事情で欠席・遅刻する場合は、寮職員を通して学校へ連絡すること。
- (6) 早退をする場合は、学級担任に届け出ること。
- (7) 登校後、放課後までは無断で校外へ出てはならない。やむを得ず外出する場合は、学級担任に「外出許可願」を申し出て、許可を得ること。
- (8) 登校後、放課後までは無断で帰寮してはならない。
- (9) 通学かばんは学校指定の物とする。
- (10) 授業開始1分前には着席し、心を落ち着けて授業の心構えをつくること。
- (11) 職員室・教科準備室などに入室する場合は、入室の決まりを守ること。
- (12) 下校時刻は18時30分とする。
- (13) 明るく挨拶を交わし、正しい言葉づかいに心がけること。また、来校者には立ち止まって元気よくあいさつをすること。

- (14) 放課後又は休祝祭日に校内において諸活動をする場合は、事前に所定の願を学級担任を通じて教頭に提出し、許可を得ること。
- (15) 校舎内では学校指定の上履きを履くこと。
- (16) 学校・寮で物品などを紛失又は拾得した場合は、直ちに学級担任を通じて生徒指導部に届け、その指示に従うこと。
- (17) 学校の施設備品については、丁寧に扱うこと。もし破損した場合は、直ちに職員及び生徒指導部に届け、その指示を受けること。
- (18) 許可なく学校の施設に手を加えたり、備品の移動をしたりしないこと。
- (19) 学校の内外を問わず、許可無くして金銭徴収などの販売行為をししないこと。
- (20) 校内に掲示物を掲示する場合は次を守ることこと。
 - ア 掲示物の使用及び校内諸掲示は「掲示許可願」により教務及び教頭の許可を得る。
 - イ 板書による掲示には責任者又は役員名及び掲示開始の日付を付記する。
 - ウ ポスター、印刷物には責任者及び掲示終了の日付を記載し、担当職員の許可を得る。
- (21) 所持品には必ず記名すること。
- (22) 学活や部活動などで、刊行する印刷物などを発行する場合は、事前にその原稿を学級担任又は部顧問に提出し、その指導を受け教頭の許可を得てから行うこと。
- (23) 個人又は任意の団体による同人雑誌、及びこれに類する出版物を刊行する場合、あるいは、アンケート、ビラ、署名などを実施する場合は、事前にその原稿を生徒指導部に提出し、その指導を受け教頭の許可を得ること。
- (24) 各種の集会や催し物を行うときは、担当の職員の指導を受け、かつ、その出席を得た上で実施すること。また、事前に学級担任を通じて生徒指導部に所定の願いを提出し、許可を得ること。
 - ア 校内又は寮で開くことを原則とする。ただし、原則として家庭科関係の施設は使用しない。
 - イ 会の終了時刻は、下校時刻までとする。休祝祭日は 16 時 30 分までとする。
 - ウ 費用はできるだけ低額にすること。
 - エ 火気の使用は禁ずる。
- (25) 交友関係は、先輩、後輩を問わず互いを尊重し、礼儀正しく明朗に行うこと。
- (26) 自動販売機の使用は、昼休みとし、マナーを守ること。なお、校舎への持ち込みは禁止とする（中学生は登校後、放課後まで自動販売機の使用はできない）。
- (27) 不要品・不要な金銭を持ち込まないこと。

2 学校外・帰省時の生活（(3)(4)は高校生向け）

- (1) 帰省後、友人宅等への外泊をしてはならない。また、夜間外出もしてはならない。
- (2) 外出時間は、21 時までとする。
- (3) バイクなどの運転免許の取得及び運転は許可しない。
- (4) アルバイトは禁止する。
- (5) 校外諸団体の催しや活動に、個人又はグループでの参加を希望する場合は、必ず学級担任に相談し、所定の手続きをとること。
- (6) 自転車に乗る場合は、交通規則を遵守して許可された範囲内で安全運転に留意すること。
- (7) その他、学校職員、保護者の指導に従うこと。

3 いじめについて

- (1) いじめは絶対にしてはならない。
- (2) 他人への暴力・危害を加えたり、強要するなど、自分勝手な振る舞いは厳に慎む。
- (3) 自分の周りで級友をいじめたり、他人に危害を加えたりする行動を見聞きした場合は、級友へ思いやりのある行動を取ると同時に、学校職員へ相談し、解決を図る一助になるように心掛ける。

いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」であり、起こった場所は学校の内外を問わない。

4 服装規定

- (1) 登下校及び校外における学校行事などの際は、制服・制靴を原則とする。
- (2) 本校の制服は次のように定める。また、細則は別表のとおりに定める。
 - ア 冬服は学校指定のブレザーとする。
 - イ 夏服は学校指定の半袖開襟シャツとする。
 - ウ 制服の移行期間は設けないので、各々の体調や気候に合わせて服装を調節する。ただし、以下の条件を守ること。
 - ① 服装は冬服、中間服、夏服のいずれかとする。
 - ② 入学式、卒業式については冬服（ブレザー着用）とする。
- (3) 制靴は学校指定のローファーとし、体育の時は、学校指定の運動靴とする。

- (4) 冬服のシャツは学校指定のものとする。また、特に寒い場合はセーターを着用してもよい。ただし、Vネックで紺か黒の上着からはみ出さないもの、手の甲にかからないものとする。
- (5) 頭髮については、以下の条件を守ること。
- ア 目にかからないようにヘアピン等を使い、工夫する。
- イ 髪が肩につく場合はヘアゴム等でくくる。
- ウ ヘアピンやヘアゴムは装飾のない、黒か紺にすること。ヘアバンドやカチューシャ等の装飾は禁止する。
- ※ パーマ・脱色・染色・そり込み・整髪料など、特に手を加えた髪型にしない。
- (6) 靴下は、黒・白・紺を基本とする。(ワンポイント可)ただし、儀式の際は黒の靴下とする。長さはくるぶしが隠れるものとする。スニーカーソックスは禁止する。
- (7) ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪などの装身具の着用は認めない

【細則】

	型		備 考
冬服	本校指定のブレザー		前ボタン3個，袖ボタン2個，胸には胸章，ボタンは指定の校章入り。変形の物は不可。
	本校指定の長ズボン		ノータックで，折り返しなし。変形の物は不可。
	本校指定のネクタイ		中高別色指定
	本校指定長袖カッターシャツ		ブレザー下に着用。裾はズボンに入れる。
中服	本校指定の長ズボン		ノータックで，折り返しなし。変形の物は不可。
	本校指定のネクタイ		中高別色指定。
	本校指定長袖カッターシャツ		裾はズボンに入れる。
夏	学校指定の長ズボン		ノータックで，折り返しなし。変形の物は不可。
	学校指定の半袖カッターシャツ		中高別色指定，裾はズボンに入れる。
その他	靴	学校内 学校外 体育館シューズ	学校指定の上履き（スリッパ）。 学校指定のローファー 学校指定の運動靴 学校指定の体育館シューズとする。

その他	靴下		黒・白・紺を基本とする。(ワンポイント可)ただし、儀式の際は黒の靴下とする。 長さはくるぶしが隠れるものとする。 スニーカーソックスは禁止する。
	下着		夏服半袖のシャツの袖口，襟から出る極端な大きさの下着の着用は禁止。 華美でない無地の肌着。ただし，儀式の際は白の肌着とする。
	カバン		学校指定のカバン（通学用カバンまたは，活動用バッグ）とする。 補助バックの使用も認めるが，補助バックだけでの登校は認めない。
	ベルト		黒の革のベルトとする。
	ネクタイピン		華美でない物の着用を許可する。
	体育服	ジャージ 体育シャツ ハーフパンツ キャップ	学校指定のジャージとする。 学校指定の体育シャツとする。 学校指定のハーフパンツとする。 学校指定のキャップとする。